

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
第1の1 指定地域密着サービスの事業の一般原則	☐ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ◆平18厚労令34第3条第1項 ☐ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 ◆平18厚労令34第3条第2項 ☐ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ◆平18厚労令34第3条第3項 ☐ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第218条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆平18厚労令34第3条第4項	適・否	【責任者等体制】 有・無 【研修等実施】 有・無
第1の2 基本方針	☐ 要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。 ◆平18厚労令34第3条の2	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか ※点検月の利用者数 人
第1の3 暴力団の排除	☐ 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。 ◆平25市条例44第3条第2項 ☐ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆平25市条例44第3条第2項	適・否	
第2 人員に関する基準 1 通則	☐ 次の各号に掲げるサービスを提供するものとなっているか。 ◆平18厚令34第3条の3 ◎ 定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものである。 ◆平18解職通知第3-1(2) ☐ 定期巡回サービス 訪問介護員等（介護福祉士、看護師・准看護師、介護職員初任者研修課程修了者又は訪問介護員1級・2級）が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ◎ 定期巡回サービスについて、「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下で決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問しない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。 また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。 ◆平18解職通知第3-1(2)① ☐ 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保	適・否	常勤換算 人 資格：

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士) による対応の要否等を判断するサービス ◎ 随時対応サービスについては、利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応すること。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行うこと。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めること。 ◆平18解釈通知第3-1(2)② □ 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 ◎ 随時訪問サービスについては、随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ること。 ◆平18解釈通知第3-1(2)③ □ 訪問看護サービス 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 ◎ 訪問看護サービスについては、医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではないこと。また、訪問看護サービスについては定期的に行うもの及び随時行うものいずれにも含まれるものであること。 ◆平18解釈通知第3-1(2)④ ◎ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）が指定訪問介護、指定訪問看護及び指定夜間対応型訪問介護に係る指定を併せて受けることは差し支えない。 ◆平18解釈通知第3-1(2)⑤ ◎ 一の事業所は一の事務所であることが原則であるが、地域の実情に応じ、一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所と別の事務所「サテライト拠点」を併せて指定を行うことは差し支えない。 ◆平18解釈通知第3-1(2)⑥		
2 オペレーター	□ オペレーター(随時対応サービスとして利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者(以下「従業者」という。))の員数は、提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上となっているか。 ◆平18厚令34第3条の4第1項第1号 ◎ 事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。 ◆平18解釈通知第3-1(1)①ロ □ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員(以下「看護師、介護福祉士等」という。)のいずれかをもって充てているか。 ただし、利用者の処遇に支障のない場合で、提供時間帯を通じて、	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	看護師、介護福祉士等又は訪問看護サービスを行う保健師、看護師又は准看護師との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者（※）として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ◆平18厚労令34第3条の4第2項 （※）サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に従事した期間において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成三十年厚生労働省告示第七十八号）による改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）第三号に該当していた者（（3年以上介護等に従事した者であつて、介護職員初任者研修課程を修了したもの。）（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第一号又は第二号に該当する者として、サービス提供責任者の業務に1年以上従事したものを除く。）とする。 ◎ 当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験（サービス提供責任者としての勤務経験のみを算定）を持つ者をオペレーターとして充てることができることとしている。 この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは、単なる介護等の業務に従事した時間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算してのものであること。 ◆平18解職通知第3-2(1)①イ □ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。 ◆平18厚労令34第3条の4第3項 ◎ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならないとしているが、同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができること。 ◆平18解職通知第3-2(1)①ニ □ オペレーターは、専らその職務に従事するものであるか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第3条の4第4項 ◎ なお、当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間におけるオペレーターの配置要件を併せて満たすものであること。 ◆平18解職通知第3-2(1)①ハ ◎ 利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとされているが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと事業所の設備の共用が可能であり、オペレーターは、この市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということである。 ◆平18解職通知第3-2(1)①ハ		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等（※）がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ※ 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ◆平18厚労令34第3条の4第5項 ◎ 当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。 ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬の加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られること。 ◆平18解職通知第3-2(1)①ハ □ 当該事業所の利用者に対応する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 ◆平18厚労令34第3条の4第7項 ◎ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができる。なお、上記の「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。 ◆平18解職通知第3-2(1)①ホ □ 上記によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対応する随時対応サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 ◆平18厚労令34第3条の4第8項 ◎ サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事業所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。◆平18解職通知第3-2(1)③イ ◎ 看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めている。なお、看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されているため、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではないこと。◆平18解職通知第3-2(1)③ロ		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
3 訪問介護員等（定期巡回）	□ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上となっているか。◆平18厚労令34第3条の4第1項第2号 ◎ 定期巡回サービスを行う訪問介護職員等の員数については、必要な数としているが、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。 ◆平18解職通知第3-2 (1) ②	適・否	
4 訪問介護員等（随時訪問）	□ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供時間帯を通じて、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上となっているか。◆平18厚労令34第3条の4第1項第3号 □ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ◆平18厚労令34第3条の4第6項 ◎ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 ◆平18解職通知第3-2 (1) ③イ ※ 口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならない（随時訪問の場合も同様。）		
5 看護師等（訪問看護サービス）	□ 訪問看護サービスを行う看護師等は、次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数となっているか。 ◆平18厚労令34第3条の4第1項第4号 イ 保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で2.5以上 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数（配置しないことも可能） ◎ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。 - 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がある事業所における当該看護職員1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の当該看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間）とすること。 - 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため上記方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となること。 ◆平18解職通知第3-2 (1) ④ロ	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ サテライト拠点が あるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めるものとする。 ◆平18解職通知第3-2(1)④ハ ◎ 事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間数として算入して差し支えないこと。ただし、訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入できないものであること（当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取扱うこと。）。 ◆平18解職通知第3-2(1)④ニ ◎ 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ場所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たすこと。なお、これに加えて指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が必要であることに留意すること。 ◆平18解職通知第3-2(1)④ホ ◎ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する（配置しないことも可能である。）こと。 ◆平18解職通知第3-2(1)④チ □ 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師であるか。 ◆平18厚労令34第3条の4第9項 □ 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（以下「事業者」という。）との連絡体制が確保された者となっているか。 ◆平18厚労令34第3条の4第10項 ◎ 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置は求めているが、利用者のニーズに適切に対応するため、常時、当該職員のうち、1人以上の者との連絡体制を確保しなければならないこと。 ◆平18解職通知第3-2(1)④ト		
6 計画作成責任者	□ 事業者は、事業所ごとに、従業者であって、看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下「計画作成責任者」という。）としているか。 ◆平18厚労令34第3条の4第11項 ◎ 計画作成責任者は、従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないため、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。 ◆平18解職通知第3-2(1)⑤	適・否	
7 管理者	□ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ◆平18厚労令34第3条の5 ◎ 具体的には、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者である必要はないものである。 ◆平18解職通知第3-2(2)	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	① 当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問を行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等の職務に従事する場合 ② 当該事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合 ③ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）		
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	□ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ◆平18厚労令34第3条の6 ◎ 健康保険法による指定訪問看護の指定を受けている場合には事務室を共用することは差し支えない。 ◆平18解釈通知第3-3 (1) ◎ 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等を備えているか。 ◆平18解釈通知第3-3 (3) □ 事業所には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な機器を備えているか。 ◆平18厚労令34第3条の6第2項 以下の機器を設置することが必要。 ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ◎ ①の機器については、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならない。ただし、サーバー等の機器は、事業所に設置されていなくてもよく、また日々の申し送り等により随時更新され、事業所内で一元的に管理できる場合は、情報の蓄積は紙媒体でも可。 ◆平18解釈通知第3-3 (5) ◎ ②の利用者からの通報を受けることができる通信機器等は、地域を巡回するオペレーターが携帯することでもできること（一般の携帯電話でも適切に随時通報が行える場合は可。 ◆平18解釈通知第3-3 (4) □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対して、オペレーターに通報できる端末機器（ケアコール端末）を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報ができる場合は、この限りではない。 ◆平18厚労令34第3条の6第3項 ◎ 利用者に配布する端末は、ボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。 ただし、利用者の心身の状況によって、適切に随時通報が行える場合は、携帯電話を配布することや、利用者の一般家庭用電話や携帯電話を利用することでも可。 ◆平18解釈通知第3-3 (6) ◎ ケアコール端末については、オペレーターに対する発信機能だけでなく、オペレーターからの通報を受信する機能を有するもの等	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	で、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものが望ましい。 ◆平18解釈通知第3-3 (7) □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が指定夜間対応型訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定夜間対応型訪問介護の設備基準を満たすことで、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設備基準を満たしているときとみなす。 ◆平18厚令34第3条の6第4項 ◎ 指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受ける場合は、随時対応サービスの提供に必要なとなる設備を双方の事業で共用することができる。 ◆平18解釈通知第3-3 (8)		
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ◆平18厚令34第3条の7第1項 ◎ 記載すべき事項は以下のとおり。 ◆平18解釈通知第3-4 (2) ① ア 運営規程の概要（重要事項に関する規定の概要） イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 □ 前項の同意については、書面によって確認しているか。 ◆平18厚令34第3条の7第2項 ◎ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指定訪問看護事業所との連携の内容や、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の当該委託業務の内容、他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行っているか。 ◆平18解釈通知第3-4 (2) ②	適・否	□ 最新の重要事項説明書で内容確認 □ 利用申込者の署名等があるもので現物確認 ★苦情申し立て窓口に以下の記載が漏れていないか □ 福知山市役所（高齢者福祉課） □ 通常の事業の実施地域に係る全ての区役所（健康長寿推進課） □ 国民健康保険連合会 ★運営規程と不整合ないか □ 職員の員数 □ 営業日・営業時間 □ 通常の事業実施地域 □ 利用料・その他費用 契約書は努力義務
2 提供拒否の禁止	□ 下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ◆平18厚令34第3条の8 ◎ 提供を拒むことのできる正当な理由 ◆平18解釈通知第3-4 (3) ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ ①②のほか、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合	適・否	【 事例の有・無 】 あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	□ 利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ◆平18厚令34第3条の9	適・否	□ 地域外からの申込例があるか。その際の対応（断った、応じた等）
4 受給資格等の確認	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護有効期間を確かめているか。 ◆平18厚令34第3条の10第1項	適・否	□ 対処方法確認（申込時にコピー等）

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	☐ 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めているか。 ◆平18厚労令34第3条の10第2項		☐ 記載例あるか。あれば当該事例の計画確認
5 要介護認定の申請に係る援助	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 ◆平18厚労令34第3条の11第1項 ☐ 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の11第1項 ☐ 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の11第2項	適・否	【 事例の有・無 】 あれば、その対応内容 【 事例の有・無 】 あれば対応内容
6 心身の状況等の把握	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ◆平18厚労令34第3条の12	適・否	☐ サービス担当者会議参加状況 () ☐ やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
7 居宅介護支援事業者との連携	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平18厚労令34第3条の13第1項 ☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平18厚労令34第3条の13第2項	適・否	☐ 開始時の連携方法確認 () ☐ 終了事例での連携内容確認(文書で情報提供等)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を福知山市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の14	適・否	【 事例の有・無 】 あれば対応内容
9 居宅サービスに沿ったサービスの提供	☐ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。 ◆平18厚労令34第3条の15	適・否	☐ 居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 居宅サービス計画等の変更の援助	☐ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の16	適・否	☐ 事業所の都合で計画変更を迫っていないか
11 身分を証する書類の携行	☐ 従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ◆平18厚労令34第3条の17 ☒ 身分を証する書類には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載しているか。(従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい) ◆平18解職通知第3-4(11)	適・否	☐ 実物を確認
12 サービス提	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供日	適	☐ 個人記録確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
供の記録	及び内容(例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。◆平18厚労令34第3条の18第1項 ☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載するなど)により、その情報を利用者に対して提供しているか。◆平18厚労令34第3条の18第2項	・ 否	☐ 開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法
13 利用料等の受領	☐ 法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平18厚労令34第3条の19第1項 ☐ 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆平18厚労令34第3条の19第2項 ☐ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合以外に、交通費の額の支払を利用者から受けていないか。◆平18厚労令34第3条の19第3項 ◎ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平18解職通知第3-4(13)④ ◎ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を利用者から徴収していないか。◆平18解職通知第3-4(13)⑤ ◎ 利用者から、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。◆平18解職通知第3-4(13)③	適・ 否	☐ 領収証確認(1割又は2割又は3割の額となっているか) ☐ 償還払の対象で10割徴収の例あるか確認 ☐ 同意が確認できる文書等確認 ☐ 口座引落や振込の場合、交付方法及び時期
14 保険給付の請求のための証明書の交付	☐ 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。◆平18厚労令34第3条の20	適・ 否	【事例の有・無】 事例あれば実物控え又は様式確認
15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	☐ 定期巡回サービス及び訪問看護サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。◆平18厚労令34第3条の21第1項 ☐ 事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。◆平18厚労令34第3条の21第2項	適・ 否	【自主点検の有・無】 【第三者評価受診の有・無】
16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	☐ 随時対応サービス及び随時訪問サービスは、利用者からの随時の通報に適切に対応して行い、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっているか。◆平18厚労令34第3条の22第1号 ☐ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。◆平18厚労令34第3条の22第2号	適・ 否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	☐ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の22第3号 ☐ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行われているか。 ◆平18厚労令34第3条の22第4号 ☐ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切に指導等を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の22第5号 ☐ 特殊な看護等を行っていないか。 ◆平18厚労令34第3条の22第6号 ☐ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の22第7号 ☐ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ◆平18厚労令34第3条の22第8号 ☐ 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ◆平18厚労令34第3条の22第9号 ◎ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 なお、当該記録は、2年間保存しなければならない。 ◆平18解職通知第3-4(15)⑥、平25市条例39第13条 ☐ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の22第10号 ☐ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。 ◆平18厚労令34第3条の22第11号		
17 主治の医師との関係	☐ 事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の23第1項 ◎ 主治の医師とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治の医師以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。 ◆平18解職通知第3-4(16)① ☐ 事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 ◆平18厚労令34第3条の23第2項 ☐ 事業者は、主治の医師に定期的に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医	適・否	事例で確認 事例で確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	師との密接な連携を図っているか。 ◆平18厚労令34第3条の23第3項 ☐ 医療機関が事業所を運営する場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに指定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（診療記録）への記載をもって代えることができる。 ◆平18厚労令34第3条の23第4項		カルテ確認
18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	☐ 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等（担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名、同従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等）を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第1項 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第2項 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、居宅サービス計画に定められた日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を担当の介護支援専門員に提出しているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第2項 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第3項 ◎ 「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、保健師、看護師又は准看護師の意見や利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施すること。なお、訪問看護サービス利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングは、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りる。 ◆平18解釈通知第3-4(17)③ ◎ アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師は、当該事業者が実施する他の事業に従事する者により行われることも差し支えない。（なお、この場合におけるアセスメント及びモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされない） ◆平18解釈通知第3-4(17)③ ☐ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、計画作成責任者は、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を加えて記載しているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第4項 ☐ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、上記の記載に際し、必要な指導及び管理を行っているか。また、下記の説明の際には、計画作成責任者に対し必要な協力を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第5項 ☐ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容（目標、内容、実施状況及び評価）について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第6項 ☐ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該介護看護計画を利用者に交付しているか。	適・否	☐ 全利用者の計画【有・無】 ☐ アセスメントの方法・様式（ ） ☐ サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録、計画への反映確認 ☐ ケアプランの入手確認 ☐ 定期的（概ね1月に1回）なアセスメント及びモニタリングが行われているか ☐ ケアプランの内容と整合がとれているか ・長期目標の内容・期間 ・短期目標の内容・期間 ☐ 説明の方法確認 同意は文書か ☐ 交付したことを確認できる記録

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◆平18厚労令34第3条の24第7項 ◎ 事業所が保険医療機関である場合は、主治の医師への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができるとされているため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付については「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日労企第55号）に定める計画書を参考に事業所ごとに定める様式で差し支えない。 ◆平18解職通知第3-4 (17) ⑦ □ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて介護看護計画の変更を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第8項 ◎ 作成責任者は、従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。 ◆平18解職通知第3-4 (17) ⑧ □ 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第10項 ◎ 当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治の医師に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に提出した当該計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えない。 ◆平18解職通知第3-4 (17) ⑨ □ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の24第11項 □ 医療機関が事業所を運営する場合にあつては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成は、診療録その他の診療に関する記録（診療記録）への記載をもって代えることができる。 ◆平18厚労令34第3条の24第12項 ◎ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づき、サービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 ◆平18解職通知第3-4 (17) ⑩		【有・無】 □ 計画見直しの頻度 確認区分変更のあったものの見直し時期を確認 □ 居宅介護支援事業者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供しているか。
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	□ 従業者が、同居の家族である利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）を提供していないか。 ◆平18厚労令34第3条の25	適・否	【事例の有・無】
20 利用者に関する市町村への通知	□ 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ◆平18厚労令34第3条の26 ① 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	【事例の有・無】
21 緊急時等の対応	□ 従業者は、現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法（ ）

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◆平18厚労令34第3条の27第1項 ☐ 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の27第2項		【 事例の有・無 】 緊急時対応の事例 ()
22 管理者等の責務	☐ 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の28第1項 ☐ 管理者は、当該事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の28第2項 ☐ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の28第3項	適・否	☐ 管理者が掌握しているか
23 運営規程	☐ 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ◆平18厚労令34第3条の29 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ◎ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第2において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（第4の1に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。 ◆平18解職通知第3-4 (21) ① ③ 営業日及び営業時間 ◎ 営業日は365日と、営業時間は24時間と記載する。 ◆平18解職通知第3-4 (21) ② ④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ◎ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容とは、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの内容を指す。 ◆平18解職通知第3-4 (21) ③ ◎ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない利用料を、「その他の費用の額」としては、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要する交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定する。（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。 ◆平18解職通知第3-4 (21) ④ ⑤ 通常の事業の実施地域 ◎ 客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。 ◆平18解職通知第3-4 (21) ⑤ ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ◎ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービスについても同趣旨）。 ◆平18解職通知第3-4 (21) ⑥ ⑨ その他運営に関する重要事項 ◎ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。（この点は他のサービス種類についても同様とする） ◆平18解職通知第3-4 (21)	適・否	☐ 変更ある場合、変更届が出されているか（人員のみなら4/1付） その他の費用は金額明示しているか（実費も可） ☐ 重要事項説明書と不整合はないか

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
24 勤務体制の確保等	☐ 事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を月ごとに作成しているか。 ◆平18厚労令34第3条の30第1項 ☐ 当該事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。 ◆平18厚労令34第3条の30第2項 ◎ 上記従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものである。なお、口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。）であってはならない。 ◆平18解職通知第3-4(22)② ☐ 事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条で「指定訪問介護事業所等」と）との密接な連携を図ることにより、当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、福知山市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ◆平18厚労令34第3条の30第2項 ◎ 「事業の一部」の範囲については、福知山市長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの全てを委託してはならないという趣旨である。したがって、当該事業所が上記サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められない。なお、委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。 ◆平18解職通知第3-4(22)③ ☐ 随時対応サービスについては、当該事業所の従業者によらず、福知山市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき当該複数の事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 ◆平18厚労令34第3条の30第3項 ◎ この場合において、一体的に実施ができる範囲について市町村を超えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受付サービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対する随時対応サービスを一か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していない。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等	適・否	☐ 実際に使用されている勤務表で確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。 なお随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければならないこと。 ◆平18解職通知第3-4 (22) ④ □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ◆平18厚労令34第3条の30第4項 ◎ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ◆平18解職通知第3-4 (22) ⑤ □ 適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の30第5項 ◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されてい		□ 研修実施状況確認記録の【 有・無 】 （実施日時、参加者、配布資料 等） □ ハラスメント対策の実施【 有 ・ 無 】 □ カスタマーハラスメント対策の実施【 有 ・ 無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	る。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ◆平18解職通知第3-4 (22) ⑥		
25 業務継続計画の策定等	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の30の2第1項 ◎ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第3条の30の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ◆平18解職通知第3-4 (23) ① ◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 ◆平18解職通知第3-4 (23) ② イ 感染症に係る業務継続計画 - 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - 初動対応 - 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） □ 災害に係る業務継続計画 - 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） - 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） - 他施設及び地域との連携 □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ◆平18厚労令34第3条の30の2第2項 ◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の	適・否	□業務継続計画の有無 感 染 症【有・無】 非常災害【有・無】 □左記の必要な項目が網羅されているか 研修の開催 年1回以上必要 【感染症】 実施日 年 月 日 【非常災害】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。◆平18解職通知第3-4(23)③ ◎ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平18解職通知第3-4(23)④ □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平18厚労令34第3条の30の2第3項		実施日 年 月 日 新規採用時の研修の有無 【有・無】 訓練の実施 年1回以上必要 【感染症】 実施日 年 月 日 【非常災害】 実施日 年 月 日 見直しの頻度 ()
26 衛生管理等	□ 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◆平18厚労令34第3条の31第1項 □ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。（使い捨ての手袋等感染を予防するための備品など） ◆平18厚労令34第3条の31第2項、平18解職通知第3-4(24) ◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員が感染源となることを予防し、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 ◆平18解職通知第3-4(24)① □ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。◆平18厚労令34第3条の31第3項 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員に周知徹底を図ること。 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ◎ 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ◆平18解職通知第3-4(24)② イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）で	適・否	従業員健康診断の扱い 職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法 事業所支給品の有・無 【有・無】 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 おおむね6月に1回開催が必要 開催日

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	あり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発		年 月 日 年 月 日 感染対策担当者名 () 【指針の有・無】 研修及び訓練の開催 年1回以上必要 【研修】 開催日 年 月 日 【訓練】 開催日 年 月 日 新規採用時の研修の有 無 【有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
27 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ◆平18厚労令34第3条の32第1項 □ 重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ◆平18厚労令34第3条の32第2項 □ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ◆平18厚労令34第3条の32第3項 ◎ 運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第3項は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。 ◆平18解職通知第3-4（25） イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第3条の32第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や基準省令第183条第1項の規定による措置に代えることができること。	適・否	□ 掲示でない場合は代替方法確認 □ 苦情対応方法も掲示あるか ウェブサイト掲載の有無 【 有 ・ 無 】 ※ 令和7年度から義務化
28 秘密保持等	□ 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 ◆平18厚労令34第3条の33第1項 □ 当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な	適・否	□ 従業員への周知方法 □ 就業規則等確認 □ 事業所の措置内容

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の33第2項 ☐ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆平18厚労令34第3条の33第3項		☐ 同意文書確認
29 広告	☐ 事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ◆平18厚労令34第3条の34	適・否	【 広告の有・無 】 あれば内容確認
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	☐ 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◆平18厚労令34第3条の35	適・否	
31 苦情処理	☐ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第1項 ☒ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、本主眼事項第4の27(掲示)に準ずるものとする。◆平11老企25第3の-3(28)① ☐ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第2項 ☐ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、福知山市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は福知山市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して福知山市が行う調査に協力するとともに、福知山市から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第3項 ☐ 福知山市からの求めがあった場合には、改善の内容を福知山市に報告しているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第4項 ☐ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第5項 ☐ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平18厚労令34第3条の36第6項	適・否	【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名() ☐ 相談窓口有福知山市役所の連絡先を掲載しているか。 ☐ 苦情相談窓口が事業所内に掲示されているか。 ☐ 苦情受付事例確認あれば処理結果確認 事例の有・無 直近事例 (年 月) 事例の有・無 直近事例 (年 月)
32 地域との連携等	☐ 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項で「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項で「介護・医療連携推進会議」)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・	適・否	☐ 介護・医療連携推進会議はおおむね6月に1回ごとに開催し、

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	医療連携推進会議による評価を受けるとともに、同会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ◆平18厚労令34第3条の37第1項 ◎ 介護・医療連携推進会議は、事業所が、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び地域における介護・医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要である。また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療機関関係者とは、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。 また、介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、介護・医療連携推進会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ハ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 二 外部評価を行う介護医療連携推進会議は、単独で開催すること。 ◆平18解釈通知第3-4 (29) ① ◎ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。 ◆平18解釈通知第3-4 (29) ② イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 ロ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービス内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 ハ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。 二 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられ		評価を受けているか。 構成メンバー ・ ・ ・ ・ ・ □ 1年に1回以上、自己評価を行い、その結果について、介護・医療連携推進会議の場で外部評価できているか。 □ 公正・中立な第三者が参加しているか。 □ 利用者及び利用者家族へ提供しているか。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	るが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 ホ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人二十四時間在宅ケア研究会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 □ 事業者は、上記会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 ◆平18厚労令34第3条の37第2項 ◎ 上記会議における報告等の記録は、2年間保存しなければならない。◆平18解職通知第3-4(29)③、平25市条例39第13条 ◎ 評価の実施方法について ◆平27老振発第0327第4号、老老発第0327第1号第2 イ 自己評価について 事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 ロ 介護・医療連携推進会議による評価について (1) 介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 (2) このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に知見を有し、公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場のある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。 ◎ 様式等について ◆平27老振発第0327第4号、老老発第0327第1号第3 (1) 自己評価及び介護・医療連携推進会議を活用した評価は、当該事業所の設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施することとする。 (2) 自己評価及び介護・医療連携推進会議を活用した評価はサービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うものとする。 （様式：別紙1） ◎ 結果の公表について ◆平27老振発第0327第4号、老老発第0327第1号第4 (1) 介護・医療連携推進会議を活用した評価の結果は、公表しなければならない。なお、自己評価・外部評価表（様式：別紙1）を公表すること。 (2) 介護・医療連携推進会議を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業者内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。 □ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、福知山市等が派遣する者が相談及び援助を行う事		□ 結果を公表しているか。 □ 記録を公表しているか。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	業、その他の福知山市が実施する事業に協力するよう努めているか。 ◆平18厚労令34第3条の37第3項 ◎ 「福知山市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く福知山市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ◆平18解釈通知第3-4 (29) ④ □ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行なっているか。 ◆平18厚労令34第3条の37第4項 ◎ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が 当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、第4の2の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 ◆平18解釈通知第3-4 (29) ⑤ (Q&A) ・この規定の趣旨は、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものであり、地域のケアマネジャーや住民に対して、同一建物の居住者以外の要介護者も利用可能であることを十分に周知した上でも、なお、地域の要介護者からの利用申込みがない場合には、本規定に違反するものではない。 ・また、同一建物の居住者以外の要介護者の利用申込みを妨げることは、本規定に違反するものである。 ◆Q&A 平30.4版 (vol1)問119		
33 事故発生時の対応	□ 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、福知山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆平18厚労令34第3条の38第1項 □ 事故の状況及び事故に際して執った処置について記録しているか。記録は2年間保存しなければならない。 ◆平18厚労令34第3条の38第2項、平25市条例39第13条 □ 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆平18厚労令34第3条の38第3項 ◎ 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ決めておくことが望ましい。 ◆平18解釈通知第3-4 (30) ① ◎ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ◆平18解釈通知第3-4 (30) ② ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 ◆平18解釈通知第3-4 (30) ③	適・否	マニュアル 【 有 ・ 無 】 □ 事例確認 事例分析しているか ヒヤリハット 【 有 ・ 無 】 賠償保険加入 【 有 ・ 無 】 保険名： 賠償事例 【 有 ・ 無 】
34 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ◎ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連		虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催 【 有・無 】 開催日 年 月 日

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針（第2号） 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同じの従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するため		虐待の防止のための指針 【 有・無 】 □左記の必要な項目が網羅されているか 虐待の防止のための研修 （年1回以上必要） 年 月 日 担当者名 ()

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ◆平18解職通知第3-4 (31)		
35 会計の区分	□ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ◆平18厚労令34第3条の39	適・否	
36 記録の整備	□ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆平18厚労令34第3条の40第1項 □ 利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ◆平18厚労令34第3条の40第2項、平25市条例39第13条 ※ 提供に関する記録 ① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 主治の医師による指示の文書 ④ 訪問看護報告書 ⑤ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥ 福知山市への通知に係る記録 ⑦ 苦情の内容等の記録 ⑧ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ◎ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 ◆平18解職通知第3-4 (33)	適・否	
37 電磁的記録等	□ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ◆平18厚労令34第183条第1項 □ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）により行うことができる。 ◆平18厚労令34第183条第2項 ◎ 基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってきた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 2 電磁的方法について 基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 ◆平18解職通知第五-1、2 (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第5 1 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 適用除外	□ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「連携型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型事業所」という。）ごとに置くべき従業員の職種及び員数については、第3条の4第1項第四号、第9項、第10項及び第12項（訪問看護サービス）の規定を除き、人員基準を遵守しているか。 ◆平18厚労令34第3条の4第1項 □ 連携型事業者については、第3条の23、第3条の24第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第3条の40第2項第三号及び第四号（訪問看護サービス）の規定を除き、運営基準を遵守しているか。◆平18厚労令34第3条の4第2項 ◎ 連携型事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携指定訪問看護事業所が行うことになる。したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「一体型指定定期巡	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	回・随時対応型訪問介護看護」という。)に係る基準が全て適用されることになるので、留意すること。 ◆平18解釈通知第3-5 (1)		
2 指定訪問看護事業者との連携	□ 連携型事業者は、連携型事業所ごとに、当該連携型事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しているか。 ◆平18厚労令34第3条の42第1項 ◎ 地域の指定訪問看護事業所との連携を図ることとされており、この連携を図る指定訪問看護事業所については、指定申請時においては任意に選定することとなるが、事業開始以降、利用者が当該指定訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを選択しない場合は、当該利用者が選択した指定訪問看護事業所との連携が必要となる。 ◆平18解釈通知第3-5 (2) ① □ 連携型事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下「連携訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、必要な協力を得ているか。 ◆平18厚労令34第3条の42第2項 ◎ 連携型事業所は、連携指定訪問看護事業所との契約に基づき、次に掲げる事項について必要な協力をしなければならない。なお、当該連携に係る経費については、連携型事業所と連携型指定訪問看護事業所との間の契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めること。 ◆平18解釈通知第3-5 (2) ② ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施 ② 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制確保 ③ 介護・医療連携推進会議への参加 ④ その他必要な指導及び助言 ①について 連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることと足りるほか、連携型訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師又は准看護師や、当該連携型事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により実施することも差し支えない。この場合において、当該アセスメント及びモニタリングの結果については連携型事業所に情報提供を行わなければならない。 ◎ 1の事業所が一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を併せて行うことは差し支えない。この場合において、次の点に留意すること。 ◆平18解釈通知第三-5 (2) ③ ① 当該事業所における指定申請は複数必要とならないこと ② 人員及び設備基準については、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準を満たすことで、いずれの事業の基準も満たすこと ③ 利用者に対して十分に説明を行った上で、いずれの事業によるサービス提供を受けるか選択させること	適・否	
第6 介護給付費の算定及び取扱い 〈法第42条の2第2項〉 1 基本的事項	□ 事業に要する費用の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ◆平18厚労告126の1 □ 事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平18厚労告126の2 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。（その他 10.00円）	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆平18厚労告126の3 ◎ サービス種類相互の算定関係について 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しない。 ◆平18留意事項通知第2の1(2) ◎ 施設宿泊時等における地域密着型サービスの算定について 施設入所者が外泊又は介護保険施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。 ◆平18留意事項通知第2の1(3) ◎ 同一時間帯に複数種類のサービスを利用した場合の取扱いについて 利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、介護のために必要と認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。 ◆平18留意事項通知第2の1(4) ◎ 常勤換算方法による職員数の算定方法について 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなす。 ◆平18留意事項通知第2の1(7) ◎ 福知山市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 ◆平18留意事項通知第2の1(8)⑥ <届け出手続きの運用について> 1 届出の受理 ◎ 届出に係る加算等の算定の開始時期 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。 ◆平18留意事項通知第1の1(5)		ケアプランでの位置づけ確認
2 基本単位の算定について	◎ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割りして得た単位数を算定しているか。 なお、同費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費（通院等乗降介助に係るものを除く。）、訪問看護費（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」）は算定していないか。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時に以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2(1)	適・否	
3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （１）訪問看護サービスを行わない場合	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間にのみ行うものを除く。）を行った場合（訪問看護サービスを行った場合を除く。）に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定の単位数を算定しているか。 ◆平18厚労告126 別表1イ(1)注1 要介護1 5,446単位	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	要介護2 9,720単位 要介護3 16,140単位 要介護4 20,417単位 要介護5 24,692単位		
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (2) 訪問看護サービスを行う場合	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等（注）の患者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。）を行った場合（訪問看護サービスを行った場合に限る。）に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定の単位数を算定しているか。 ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定しているか。 ◆平18厚告第126 別表1イ(2)注2 要介護1 7,946単位 要介護2 12,413単位 要介護3 18,948単位 要介護4 23,358単位 要介護5 28,298単位 注 厚生労働大臣が定める疾病等 ◆平27厚告第32号 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸（けい）髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ◎ 「通院が困難な利用者」について 「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は「通院が困難な利用者」に対して算定することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は訪問看護利用者に係る同費（I）を算定できる。◆平18留意事項通知第2の2(3)① ◎ 訪問看護指示の有効期間について 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定する。 ◆平18留意事項通知第2の2(3)② ◎ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。 なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供するものであるため、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかかわらず業とすることができる」とされている診療の補助行為（言語聴覚士法第42条第1項）に限る。 ◆平18留意事項通知第2の2(3)③ ◎ 末期の悪性腫瘍の患者の取扱いについて 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（厚生労働大	適・否	□ 主治の医師の指示書 □ サービス提供記録等の有無・内容を確認 指示書の有効期間切れの事例【有・無】 理学療法士等の訪問【有・無】 【リハビリ実施内容例】 P T () O T () S T ()

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号第4号参照（上記32と同内容））の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）は算定しない。なお、月途中から医療保険の対象となる場合又は月途中から医療保険の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行う。（具体的な計算方法は「主治の医師の特別な指示があった場合」の取扱いに準じる） ◆平18留意事項通知第2の2(3)④ ◎ 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数の100分の98を乗じて得た単位数を算定すること。 また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の98）を算定すること。 ◆平18留意事項通知第2の2(3)⑤ ◎ 月に1度でも准看護師が訪問看護サービスを提供した場合、でも所定単位数の100分の98の単位数を算定する。 ◆Q&A 平24.4版(vol1) 問144		<末期の悪性腫瘍等の患者に対する介護保険での算定> 【 有・無 】 <准看護師の訪問> 【 有・無 】 * 有の場合、左記に留意
5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	□ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ◆平18厚告第126 別表1ロ注3 要介護1 5,446単位 要介護2 9,720単位 要介護3 16,140単位 要介護4 20,417単位 要介護5 24,692単位	適・否	第5にある「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（当該事業所は指定訪問看護サービスを行わず、連携指定訪問看護事業所が指定訪問看護を行うことになる）が対象
6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間にのみ行うものに限る。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ◆平18厚告第126 別表1ロ注4 (1) 基本夜間訪問サービス費（1月につき） 989単位 (2) 定期巡回サービス費（1回につき） 372単位 (3) 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき） 567単位 (4) 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき） 764単位 (1) 基本夜間訪問サービス費 利用者に対して、オペレーター（指定地域密着型サービス基本夜間訪問サービス費う。）に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けられることができる体制を整備している場合 (2) 定期巡回サービス費 利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第3条の3第1号に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同号に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合 (3) 随時訪問サービス費（Ⅰ） 利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第3号に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合 (4) 随時訪問サービス費（Ⅱ） 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合 (一) 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 (二) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (三) 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合 (四) その他利用者の状況等から判断して、(一)から(三)までのいずれかに準ずると認められる場合		
7 通所介護等の利用者に行った場合	□ 通所介護等（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（主眼事項第6-6「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）の所定単位数を算定する場合を除く。」）を行った場合、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。 ◆平18厚労省第126 別表1イロ注7 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）(1)又は（Ⅱ）の所定単位数を算定する場合 (1) 要介護1 62単位 (2) 要介護2 111単位 (3) 要介護3 184単位 (4) 要介護4 233単位 (5) 要介護5 281単位 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）(2)の所定単位数を算定する場合 (1) 要介護1 91単位 (2) 要介護2 141単位 (3) 要介護3 216単位 (4) 要介護4 266単位 (5) 要介護5 322単位 ◎ 所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に上記単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。◆平18留意事項通知第2の2(2)①	適・否	【 算定の有・無 】
8 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い	□ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については1月につき600単位を所定単位数から減算し、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については1月につき900単位を所定単位数から減算し、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 ◆平18厚労省第126 別表1イロ注8 ◎ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い。 ◆平18留意事項通知第2の2(4) ① 同一敷地内建物等の定義	適・否	平成27年4月報酬改定から追加 【 減算の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	注5における「同一敷地内建物等」とは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービスの提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の一階部分に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。 ② 当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることを鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないように留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算をすべきではないこと。 （同一敷地内建物等に該当しないものの例） ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・隣接する敷地であって、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合		
9 短期入所生活介護等を受けている場合等	□ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定していないか。◆平18厚労省第126別表1イロ注16 ◎ 短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）（以下「短期入所系サービス」）を利用した場合は、短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く。）を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。◆平18留意事項通知第2の2（2）②	適・否	【 算定の有・無 】
10 他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行った場合	□ 利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、算定していないか。◆平18厚労省第126別表1イロ注17	適・否	【 算定の有・無 】
11 主治の医師が、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合 「主治の医師の特別な指示があった場合」	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（2）について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1）に掲げる所定単位数を算定しているか。◆平18厚労省第126別表1イロ注15 ◎ 上記特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付日から14日間を限度として医療保険の対象となり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（2）は算定しない。この場合は、日割り計算を行う（以下）。医療保険の対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等について	適・否	【 特別指示書の交付の事例の有・無 】 有の場合の事例 ・ ・ ・

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	診療録に記載しなければならない。 ◆平18留意事項通知第2の2(11) 交付から14日以内 (医療保険+(I)(1)) <日割り計算> 1カ月のうち左記を除く 日数 ((I)(2)) <日割り計算>		
12 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	□ 厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)又は(II)については1月につき、(Ⅲ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚労省第126別表1イロ注9、平24厚告120 ◎ 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本処とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者による定期巡回・随時対応型訪問介護看護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本処とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者による定期巡回・随時対応型訪問介護看護は加算の対象となるものであること。 ◆平18留意事項通知第2の2(5) (Q&A) ① 特別地域加算対象地域(15%加算)又は中山間地域等における小規模事業所加算対象地域(10%加算)にある事業所が通常のサービス実施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者(5%加算)にサービスを提供する場合にあっては、同時に算定可能である。 ◆Q&A 平21.4版(vol1)問11 ② 月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の実施地域内からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。 ◆Q&A 平21.4版(vol1)問13	適・否	【算定の有・無】 該当地域に事業所又は出張所あるか
13 中山間地域等における小規模事業所加算	□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準(注)に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所(その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。)又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)又は(II)については1月につき、(Ⅲ)については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚労省第126別表1イ(2)注10、平21厚告83- (注) 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚労省96第3号 1月当たり実利用者数が5人以下の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であること。 ◎ 加算の取扱いについて ◆平18留意事項通知第2の2(6) ① 上記(特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算)を参照のこと。 ② 実利用者数は前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものである。 ③ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始、又		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。従って、新たに事業所を開始、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となすものであること。平均実利用者には毎月ごとに記録するものとし、所定の利用者を上回った場合については、直ちに第1の5の届出をしなければならない。 ④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。		
14 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	□ 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については1月につき、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚労告第126別表1イロ注11、平21厚告83ニ ◎ この加算を算定する利用者については、当該利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合に要する交通費の支払いを受けることはできない。 ◆平18留意事項通知第2の2（7）	適・否	【算定の有・無】 該当地域に居住しているか
15 緊急時訪問看護加算	□ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18厚労告第126別表1イ（2）注12 (1) 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 325単位 (2) 緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 315単位 ◎ 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。 ◆平18留意事項通知第2の2（8）① ◎ 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数加算するものとする。 なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。 ◆平18留意事項通知第2の2（8）② ◎ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。 ◆平18留意事項通知第2の2（8）③ ◎ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、第一の1の（5）によらず、届出を受理した日から算定するものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2（8）④ (Q & A) ① 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急	適・否	【算定の有・無】 対応マニュアル等常時対応できる体制にあるか。 【説明・同意】 説明・同意の確認 【加算事業所】 他の事業所で当該加算を算定していないか。（サービス提供表等で確認）

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	時訪問を必要に応じて行う場合、利用者の同意を得て算定するものであり、特別管理加算の算定の有無はその算定要件ではない。 ◆Q&A 平18.4版(vol1)問4 ② 緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当する者は、原則として、当該訪問看護ステーションの保健師、看護師とし、勤務体制等を明確にすることとされているが、病院又は診療所の場合に限り医師が対応しても良い。 ◆Q&A平15.4版(vol2)問3 ③ 緊急時訪問看護加算について、体制にかかる部分と実際の訪問にかかる部分を別に算定する。当該体制は1月を通じて整備される必要がある。緊急時訪問看護加算は当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日に加算されるものであるため、第1回目の訪問が訪問看護計画に位置付けられていない緊急時訪問である場合も加算できる。(当該月に介護保険の対象となる訪問看護を行っていない場合に当該加算のみを算定することはできない。)なお、緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた訪問看護費を算定することになる。この場合、夜間・早朝・深夜の加算は算定されない。(緊急時訪問看護加算を算定する事業所においても、当初から計画されていた夜間・早朝・深夜の訪問については当該加算を算定できる。) ◆Q&A 平15.4版(vol1)問1		
16 特別管理加算(Ⅰ)	□ 訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態(注)に該当する状態にある者に限る。)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき500単位を加算しているか。 ◆平18厚労告第126別表1イ(2)注13、平27厚労告94第34号 注 厚生労働大臣が定める状態 ◆平27厚労告94第33号イ イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ◎ 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)② ◎ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。◆平18留意事項通知第2の2(9)③ ◎ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)⑧(Q & Aは特別管理加算Ⅱを参照)	適・否	【算定の有・無】 主治の医師の指示書等 【有・無】 【加算事業所】 他の事業所で当該加算を算定していないか。(サービス提供票等で確認)
17 特別管理加算(Ⅱ)	□ 訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態(注)にある者に限る。)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき250単位を加算しているか。 ◆平18厚労告第126別表1イ(2)注13、平27厚労告94第34号 注 厚生労働大臣が定める状態 ◆平27厚労告94第33号ロ～ホ ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛(こう)門又は人口膀胱(ぼうこう)を設置している状態	適・否	【算定の有・無】 主治の医師の指示書等

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ニ 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 ◎ 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び複合型サービスを利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)② ◎ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)③ ◎ 「真皮を越える褥瘡の状態」とはNPUAP(National Pressure Ulcer of Advisory Panel)分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)④ ◎ 「真皮を超える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症、感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア(利用者の家族等に行う指導を含む)について訪問看護記録書に記録すること。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)⑤ ◎ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)⑥ ◎ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」にある者に対して、特別管理加算を算定する場合には、点滴注射が終了した場合その他必要と認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)⑦ ◎ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。 ◆平18留意事項通知第2の2(9)⑧ (Q&A) ◎ 特別管理加算の対象のうち「ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態」とされているが、流動食を経鼻的に注入している者についても算定できる。 ◆Q&A平15.4版(vol2)問4 ◎ 特別管理加算の算定について、緊急時訪問看護加算の算定は要件ではないが、特別管理加算の対象者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制を整備していることが望ましい。 ◆Q&A平15.4版(vol2)問6 ◎ 特別管理加算については、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、当該状態に係る計画的な管理を行った場合に算定するとされており、訪問看護ステーションの理学療法士等によるリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する利用者については、そうした計画的な管理が行われているとは想定されないため、一般的には当該加算は算定できない。 ◆Q&A平15.4版(vol2)問7 ◎ 経皮経肝胆管ドレーンチューブなど留置されているドレーンチューブについては、留置カテーテルと同様に計画的な管理を行っている場合は算定できる。ただし、処置等のため短時間、一時的に挿入されたドレーンチューブについては算定できない。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。 ◆Q&A平24.4版(vol1)問28 ◎ 留置カテーテルからの排液の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分バランスの計測等計画的な管理を行っている場合は算定できるが、単に留置カテーテルが挿入されているだけでは算定できな		【褥瘡】 褥瘡の状態についての評価等の記録を確認(週1回以上必要) 【点滴注射】 点滴注射の指示について、7日毎に指示を受けているか(7日間の医師の指示期間に3日以上実施していれば算定可能)⑧参照 処置等で短時間・一時的に挿入されたドレーンチューブを以って算定された事例はないか。 単に留置カテーテルが

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	い。 また、輸液用のポート等が挿入されている場合であっても、訪問看護において一度もポートを用いた薬剤の注入を行っていない場合は、計画的な管理が十分に行われていないため算定できない。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。◆Q&A 平24.4版(vol1) 問29 ◎ 訪問看護を利用中の者は、同時に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用することはできないため算定できない(同一月に複数事業所算定不可)。 ただし、月の途中で訪問看護の利用を中止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの利用を開始する場合等は当該月に複数のサービスを利用することになるが、このような場合であっても特別管理加算は1人の利用者につき1事業所しか算定できないため、費用の分配方法については事業所間の合議により決定されたい。 なお、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算(2回算定出来る場合を除く)についても同様の取扱いとなる。◆Q&A 平24.4版(vol1) 問30 ◎ 「真皮を超える褥瘡の状態にある者」の特別管理加算の算定要件として「定期的に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い～(略)～実施したケアについて訪問看護記録書に記録すること」とあるが、記録について具体的な様式は定められていない。◆Q&A 平24.4版(vol1) 問31 ◎ 「点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態」として、特別管理加算を算定する場合の医師の指示は在宅患者訪問点滴注射指示書であることが必要はなく、医師の指示があることがわかれば通常の訪問看護指示書その他の様式であっても差し支えない。ただし、点滴注射の指示については7日毎に指示を受ける必要がある。◆Q&A 平24.4版(vol1) 問32 ◎ 予定では週3日以上点滴注射指示が出ていたが、利用者の状態変化等により3日以上実施出来なかった場合は算定できない。◆Q&A 平24.4版(vol1) 問34 ◎ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」として、特別管理加算を算定する場合、週や月をまたがって週3日の要件を満たす場合の取扱いについては、点滴注射を7日間の医師の指示期間に3日以上実施していれば算定可能である。 例えば4月28日(土曜日)から5月4日(金曜日)までの7日間点滴を実施する指示が出た場合は、算定要件を満たす3日目の点滴を実施した4月に特別管理加算を算定する。加算は医師の指示期間につき1回算定できるが、月をまたいだ場合でも、4月、5月それぞれ3回以上点滴を実施しても両月で特別管理加算を算定することはできない。なお、上記の場合、5月中に再度点滴注射の指示があり要件を満たす場合は、5月も算定可能となる。 。◆Q&A 平24.4版(vol2) 問3 ◎ ドレーンチューブを使用している状態にある者は、留置カテーテルを使用している状態にある者に含まれるため、特別管理加算(I)を算定することが可能である。◆Q&A 平24.4版(vol3) 問3 ◎ 経管栄養や中心静脈栄養の状態にある利用者については、留置カテーテルを使用している状態にある者であるため、特別管理加算(I)を算定する。◆Q&A 平24.4版(vol3) 問4		挿入されていることのみを以って算定された事例はないか。
18 ターミナルケア加算	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)(訪問看護サービスを行う場合)について、在宅で死亡した利用者について、厚生労働大臣が定める基準(注1)に適合しているものとして福知山市長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態(注2)にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時	適・否	【算定の有・無】 【症状】 ・末期の悪性腫瘍 ・その他 ()

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算しているか。 ◆平18厚労告第126 別表1イ(2)注14 注1 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第45号 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護サービスを行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治の医師との連携の下に、訪問看護サービスにおけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 注2 厚生労働大臣が定める状態 ◆平27厚労告94第35号 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 ◎ ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。◆平18留意事項通知第2の2(10)① ◎ ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下2において「ターミナルケア加算等」という。）は算定できないこと。◆平18留意事項通知第2の2(10)② ◎ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。 ◆平18留意事項通知第2の2(10)③ ◎ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければならない。◆平18留意事項通知第2の2(10)④ ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録 イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定		【日数確認】 死亡日) 実施日) * 最終実施日の算定が介護保険での算定であることを確認 【24時間連絡体制】 →〈有・無〉 【説明・同意】 説明方法（説明書の有無）・同意の確認 身体の状態等記録】ア～ウに係る記録について記載されているか確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。 ◎ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2 (10) ⑤ ◎ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。◆平18留意事項通知第2の2 (10) ⑥ (Q & A) ◎ 死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアをしていれば、ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認された場合に算定することができるものとする。 ◆Q&A 平21. 4版 (vol2) 問17 ◎ 死亡日及び死亡前14日前に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回ターミナルケアを実施した場合にも、算定することができる。なお、最後に実施した保険制度において算定すること。 ◆Q&A 平24. 4版 (vol1) 問35		
19 初期加算	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) について、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も同様としているか。 ◆平18厚労告第126 別表1に注 ◎ 病院等に入院のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の契約を解除した場合で、入院の期間が30日以内のときは、再契約後に初期加算を算定することはできない(「指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)別表1ハの注)が、そうでない場合は、初期加算を算定することは可能である。 ◆Q&A 令3版 (vol4) 問16	適・否	【算定の有・無】
20 退院時共同指導加算	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅰ) (訪問看護サービスを行う場合) について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。)を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り、600単位を加算しているか。 ◆平18厚労告第126別表1本注 ◎ 1 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回(厚生労働大臣が定める状態(九十四号告示(利用者等告示)第六号[特別管理加算の規定]を参照のこと。)にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定すること。 なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。また、退院時共同指導は、	適・否	【算定の有・無】 医療保険算定時は算定不可 ・退院時共同指導の記録を確認 □文書による提供か(提供日、内容確認) □主治の医師等との連携状況を確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ◆平18留意事項通知第2の2(12)① ◎2 2回の当該加算の算定が可能である利用者（◎1の厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。◆平18留意事項通知第2の2(12)② ◎3 複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。◆平18留意事項通知第2の2(12)③ ◎4 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと（◎2の場合を除く。）。◆平18留意事項通知第2の2(12)④ ◎5 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。◆平18留意事項通知第2の2(12)⑤ (Q&A) ① 退院時共同指導を実施した2ヶ月後に退院後初回の訪問看護を行った場合は退院時共同指導加算を算定できない。退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施した場合に算定できる。◆Q&A 平24.4版(vol1)問39 ② 退院時共同指導加算は、退院又は退所1回につき1回に限り算定できることとされているが、利用者が1ヶ月に入退院を繰り返した場合、1月に複数回の算定ができる。ただし、例2の場合のように退院時共同指導を2回行った場合でも退院後1度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定可。◆Q&A 平24.4版(vol1)問41 (例1) 退院時共同指導加算は2回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施 (例2) 退院時共同指導加算は1回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施		
21 総合マネジメント体制強化加算	□ 定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせ、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組をしているか。 □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組をしているか。	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)は、次に掲げるいずれにも該当する場合に1,200単位を算定する。◆平18厚労告第126別表1へ注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第46号、平18留意事項通知第2の2(13)② ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化に踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員のその他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービス内容等について日常的に情報提供を行っていること。 ウ 利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人と家族）にとって身近な存在となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。 エ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係のある地域住民や商店等の多様な主体や地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。 オ 次に掲げるいずれかに該当すること ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業所において、世代間の交流（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む）を行っていること。 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。 ・市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。 ・都道府県知事により居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に定める住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）の指定を受け、利用者や地域の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、市町村や地域の関係者等と協力しながら、地域の担い手として実施していること。 □ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)は、厚生労働大臣が定める基準ア及びイのいずれにも該当する場合に800単位を算定する。 H27Q&A Vol.1 問155 個別サービス計画の見直しは、他職種共同により行われるものであるが、その都度全ての職種が関わらなければならないものではなく、見直しの内容に応じて、適切に関係者がかかわることで足りるものである。 通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握し、これに基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満たすものである。 H27Q&A Vol.1 問156 「病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供等を行っている」とは、事業所と病院、診療所等との間で、必要に応じて適時・適切な連携が図られていれば、当該要件を満たすものである。 なお、情報提供等の取組が行われていることは、サービス提供記		【算定の有・無】 (Ⅰ・Ⅱ)

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	録や業務日誌等、既存の記録において確認できれば足りるものである。		
22 生活機能向上連携加算	☐ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位 計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。 ◆平18厚労告第126 別表1へ注1 ☐ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 ◆平18厚労告第126 別表1へ注2 （1）生活機能向上連携加算（Ⅱ）の算定の取扱い ◎1 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければならない。 ◆平18留意事項通知第2の(14)④ ◎2 ◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（理学療法士等）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（生活機能アセスメント）を行うものとする。 カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ	適・否	【 算定の有・無 】 ☐ 能力・改善可能性に応じた具体的目標を定めたているか。 ☐ 同行記録の確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	イダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。 さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。 ◆平18留意事項通知第2の2 (14) ①ロ ◎3 ◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。 ◆平18留意事項通知第2の2 (14) ①ハ ア 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 イ 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた3月を目途とする達成目標 ウ イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 エ イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 ◎4 ◎3のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。 ◆平18留意事項通知第2の2 (14) ①ニ ◎5 ◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容として、例えば次のようなものが考えられること。 達成目標として「自宅のポータブルトイレ利用回数1日1回以上利用（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。 （1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッドの上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 （2月目）ベッドの上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 （3月目）ベッドの上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。 ◆平18留意事項通知第2の2 (14) ①ホ ◎6 本加算は◎2の評価に基づき、◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度◎2の評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。 ◆平18留意事項通知第2の2 (14) ①ハ ◎7 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利		□ ア～エの有無・内容を確認（具体的・客観的指標となっている）

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	利用者のADL及びIADLの改善状況及び◎3のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。 ◆平18留意事項通知第2の2(14)①ト <i>H30Q&A Vol.1 問3</i> 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の「一環」とは、具体的には、訪問リハビリテーションであれば、訪問リハビリテーションで訪問する際に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行することとであるが、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師については、訪問診療を行う際等に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行することが考えられる。 (2)生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定の取扱い (1)の◎2、6、7を除き(1)を適用する。 ◆平18留意事項通知第2の2(14)② ※ 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき(2)◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。 イ ◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。 ロ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所の計画作成担当者は、イの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。なお、◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、イの助言の内容を記載すること。 ハ 本加算は◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、◎1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は算定しない。 ニ 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお、再度イの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。 <i>H30Q&A Vol.4 問1</i> 利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況)に関する利用者の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能ア		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	セサメント」という。)を行った上で、訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならないことから、外部の理学療法士等は、生活機能アセスメントに留意した助言を行うことが求められる。 ① 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 ② 生活機能アセスメントの結果に基づき、①の内容について定めた3月を目途とする達成目標 ③ ②の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 ④ ②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合については、具体的には次のような方法が考えられる。 ① 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いて、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。なお、通信時間等の調整を行い、当該利用者の自宅(生活の場・介護現場)にてビデオ通話を行うこと。 ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者と外部の理学療法士等が、あらかじめ、動画によって利用者のADL及びIADLの状況について適切に把握することができるよう、動画の撮影方法及び撮影内容を調整した上で、訪問介護事業所のサービス提供責任者が利用者宅で動画撮影を行い、当該動画データを外部の理学療法士等に提供することにより、外部の理学療法士等が利用者のADL及びIADLの状況を把握すること。 なお、当該利用者のADL及びIADLの動画内容は、当該利用者の自宅(生活の場・介護現場)の環境状況、動作の一連の動き等がわかるように撮影すること。 また、実施に当たっては、利用者の同意を取るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意することが必要である。SNS(Social Networking Service)の利用については、セキュリティが十分に確保されていないサービスもあることから、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」を参考に、適切な対策を講じることが適当である。なお、外部の理学療法士等が、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末を利用して行う場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第5版)」(平成29年5月)に対応していることが必要である。		
23 認知症専門ケア加算	□ 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、福知山市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労第126 別表1千注 (1) 認知症専門ケア加算(I) 90単位 (2) 認知症専門ケア加算(II) 120単位 ◎「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられる。◆平18留意事項通知第2の2(18)① ◎ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。◆平18留意事項通知第2の2(18)② ◎ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2(18)③ ◎ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。◆平18留意事項通知第2の2(18)④ ◎ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2(18)⑤		
24 口腔連携強化加算	☐ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、福知山市長に対し、定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算する。 ◆平18厚労第126 別表1号注 ☐ 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しているか。 ☐ 口腔の健康状態の評価の実施に当たって、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談しているか。（連携歯科医療機関は複数でも差し支えない。） ☐ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式8等により提供しているか。 ☐ 歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行っているか。 ☐ 口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行っている	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	か。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。 イ 開口の状態 ロ 歯の汚れの有無 ハ 舌の汚れの有無 ニ 歯肉の腫れ、出血の有無 ホ 左右両方の奥歯の噛み合わせの状態 ヘ むせの状態 ト ぶくぶくうがいの状態 チ 食物のため込み、残留の有無 □ 口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等を参考にしているか。 □ 口腔の健康状態によっては、主治の医師の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治の医師にも情報提供等の適切な措置を講じているか。 □ 口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議棟を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施しているか。		
25 サービス提供体制強化加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平18厚労告第126 別表1又注) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640単位 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位 注 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ◆平27厚労告95第47号イ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ◎ 従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 ◆平18留意事項通知第2の2（16）① (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 ◎ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド	適・否	【算定の有・無】 【①研 修】 全体の計画の有・無 * 職責、経験年数、勤務年数、資格、本人意向等によるグループ分けによる作成も可 個別・具体的な目標、内容等となっているか（画一的な研修になっていないか）。 【②会 議】 会議開催状況 () 参加状況 () * 欠席者が散見される場合は、全員参加できるよう開催方法をグループ単位で行っているか。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ◆平18留意事項通知第2の2(16)② (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。 ◎ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2(16)③ (4) 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の25以上であること。 ◎ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。 ◆平18留意事項通知第2の2(16)④ ◎ 上記ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 ◆平18留意事項通知第2の2(16)⑤ ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ◆平27厚労告95第47号ロ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 (Q & Aはサービス提供体制加算(Ⅲ)を参照) ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ◆平27厚労告95第47号ハ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等		【③健康診断】 直近の健康診断実施日 () ☐ 全員実施しているか 【④人材要件】 年度(4月～翌2月)の 左記割合数値 3月に確認のうえ、翌年度加算算定の可否を決定できているか。(不可の場合は速やかに届出要) <前年度数値> 介護福祉士等の総数 ()人 うち介護福祉士の人数 ()人 うち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の人数()人 割合()% 前3月の実績により届出を行った場合、毎月継続的に割合を維持しているか確認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ◎ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2 (16) ⑥ ◎ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ◆平18留意事項通知第2の2 (16) ⑦ (Q & A) ① 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。 なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。 ◆Q&A 平21.4版 (vol1) 問2 ② 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施について、訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。 また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。 ◆Q&A 平21.4版 (vol1) 問3 ③ 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえば理事長等が同じであったとしても、通算はできない。◆Q&A 平21.4版 (vol1) 問5 ④ 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。◆Q&A 平21.4版 (vol1) 問6 ⑤ 「届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考										
	出した平均を用いる」こととされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合の取扱いについて、サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。 ◆Q & A 平21.4版(vol11)問10												
26 介護職員等 処遇改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、福知山市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平12厚告19別表4の1ル注 ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ） 主眼事項第6の3～24により算定した単位数に下記「表1」の加算率を乗じた単位数 表1 加算率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</th><th>加算率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</td><td>24.5%</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</td><td>22.4%</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</td><td>18.2%</td></tr> <tr> <td>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</td><td>14.5%</td></tr> </tbody> </table> 注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第48号 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日付け老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）」 イ 介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、福知山市長に届け出ていること。 (3) 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について福知山市長に届け出ること。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	加算率	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	24.5%	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	22.4%	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	18.2%	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	14.5%	適・否	【 算定の有・無 】 □ 処遇改善加算（Ⅰ） □ 処遇改善加算（Ⅱ） □ 処遇改善加算（Ⅲ） □ 処遇改善加算（Ⅳ） □ 雇用契約書を確認 □ 処遇改善計画書を確認 □ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認 □ 計画書の内容の職員周知方法を確認
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	加算率												
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	24.5%												
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	22.4%												
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	18.2%												
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	14.5%												

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
【処遇改善実績報告書の提出】 【労働法令の遵守】 【労働保険料の適正な納付】	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員等の処遇改善に関する実績を福知山市長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。 ※ 処遇改善加算（Ⅱ）については⑦の要件、処遇改善加算（Ⅲ）については⑥及び⑦の要件、処遇改善加算（Ⅳ）については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかの算定以前に介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）又は令和6年度中の経過措置区分として、令和7年3月31日まで算定することが可能であった処遇改善加算（Ⅴ）(2)、(4)、(7)、(9)若しくは(13)を算定していた事業所については適用しない。 （月給による賃金改善） ① 処遇改善加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。 （旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） ② 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施していること。 （任用要件・賃金体系の整備等） ③ 次の(一)から(三)までを全て満たすこと。 (一) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 (三) (一)及び(二)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 （研修の実施等） ④ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 (二) (一)について、全ての介護職員に周知していること。 （昇給の仕組みの整備等） ⑤ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給す		□ 処遇改善実績報告書の確認 年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 （例：加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる） □ 労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認 ※③④⑤については令和7年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和7年度当初から要件を満たした事実として差支えない。 □ 職員周知方法の確認 □ 資質の向上の支援に関する計画を確認 □ 職員周知方法の確認
<①月額賃金改善要件Ⅰ>			
<②月額賃金改善要件Ⅱ>			
<③キャリアパス要件Ⅰ>			
（職員周知）			
<④キャリアパス要件Ⅱ>			
（職員周知）			
<⑤キャリアパス要件Ⅲ>			

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
(職員周知)	る仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 (二) (一)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		☐ 就業規則、昇給表等を確認 ☐ 職員周知方法の確認
<⑥キャリアパス要件Ⅳ>	(改善後の年額賃金要件) ⑥ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに1人の賃金を引き上げることが困難な場合		
<⑦キャリアパス要件Ⅴ>	(介護福祉士等の配置要件) ⑦ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、処遇改善加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。		※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）
<⑧職場環境等要件>	(職場環境等要件) ⑧ 下記「表2」に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容（下記「表2」参照）を全ての介護職員に周知すること。 その際、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表2」の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、下記「表2」の取組のうち1以上を実施すること。 また、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表2」の「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち、3以上の取組（うち⑪又は⑫は必須）を実施し、処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組のうち、2以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人当たり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は⑭の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。 さらに、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告すると		※⑧については令和7年度中に取組を行うことを誓約した場合に限り、令和7年度当初から要件を満たしたこととして差支えない。 ☐ 実施した取組内容の確認 ☐ 介護サービス情報公開システム等の確認
(職場環境等の改善に係る取組の見える化)			

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	もに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑦の要件を満たさなくても算定することができる。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑥及び⑦の要件を満たさなくても算定することができる。 ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。 ※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考																																																																		
	表 2 職場環境等要件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入職促進に向けた取組</td><td> ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 </td></tr> <tr> <td>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</td><td> ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 </td></tr> <tr> <td>両立支援・多様な働き方の推進</td><td> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取組目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取組状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている </td></tr> <tr> <td>腰痛を含む心身の健康管理</td><td> ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 </td></tr> <tr> <td>生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組</td><td> ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 </td></tr> <tr> <td>やりがい・働きがいの醸成</td><td> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 </td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取組目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取組状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施	やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供																																																						
区分	内容																																																																				
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施																																																																				
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保																																																																				
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取組目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取組状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている																																																																				
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備																																																																				
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施																																																																				
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供																																																																				
	表 3 加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定要件（賃金改善以外の要件） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>①月額賃金要件Ⅰ</th><th>②月額賃金要件Ⅱ</th><th>③キャリアパス要件Ⅰ</th><th>④キャリアパス要件Ⅱ</th><th>⑤キャリアパス要件Ⅲ</th><th>⑥キャリアパス要件Ⅳ</th><th>⑦キャリアパス要件Ⅴ</th><th colspan="3">⑧職場環境等要件</th></tr> <tr> <th></th><th>新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善</th><th>旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金</th><th>任用要件・賃金体系の整備等</th><th>研修の実施等</th><th>昇給の仕組みの整備等</th><th>改善後の賃金要件（440万円1人以上）</th><th>介護福祉士の配置要件</th><th>区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）</th><th>区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）</th><th>HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ</td><td>○</td><td>(○)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>Ⅱ</td><td>○</td><td>(○)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>Ⅲ</td><td>○</td><td>(○)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>Ⅳ</td><td>○</td><td>(○)</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ※（○）は令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件		①月額賃金要件Ⅰ	②月額賃金要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件				新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円1人以上）	介護福祉士の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）	Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○	Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	—	—	○	○	Ⅲ	○	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—	Ⅳ	○	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—		
	①月額賃金要件Ⅰ	②月額賃金要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件																																																													
	新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円1人以上）	介護福祉士の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）																																																											
Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○																																																											
Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	—	—	○	○																																																											
Ⅲ	○	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—																																																											
Ⅳ	○	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—																																																											